

【フードバンク 交付申請書 記載例】

「様式 2 号」

申請団体内で文書番号がない場合は記載不要

提出日を記載してください

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

団体名及び代表者名を記載

〇〇〇〇法人フードバンク〇〇
役職 〇〇 〇〇

無償交付に〇を付けてください

学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米交付申請書 **無償交付**・有償交付)

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知。以下「要領」という。）第 7 の 1 の(1)の規定に基づき、学校等、食事食材提供団体及びフードバンクにおいて政府備蓄米を使用したいので、下記のとおり交付申請します。

また、別紙 2 の「政府備蓄米交付申請及び使用報告に係る個人情報の取扱いについて」に同意するとともに、(注1)政府備蓄米の交付を受けた場合は、これを転売し、又は貸し付けないこと、農林水産省農産局長の指示又は承認がない限りこれを申請した用途以外に使用しないこと、及び要領のその他の規定を遵守することを誓約します。

記

・トン単位での交付申請となります
・申請は精米に限ります

1 交付申請数量 **精米 20 トン**

2 添付書類

(1) 無償交付申請

①用途（様式 2 号一別紙 1）

②学校等における備蓄制度の理解促進を図るための項目（「わが国の主食である米の安定供給の重要性」「米穀の備蓄制度の内容」「学校給食用等における食育用として使用する米穀に政府備蓄米が使用されていること」「低温保管等により政府備蓄米が高品質に保たれていること」「米は主食だけでなく、米粉パン等の他に様々な食品の原料となっていること」等）、具体的方法及びその使用計画

③学校等における食育用として使用する場合には、当該学校等において、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることが分かる書類（様式 2 号一別紙 2）

④食事食材提供団体における食育用として使用する場合には、こどもにごはん食の魅力などを伝える食育の活動に使用し、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることが分かる書類（様式 2 号一別紙 4-①）

⑤フードバンクにおける食育用として使用する場合には、交付申請数量が直接提供団体に提供するために必要とする数量の範囲内であることが分かる書類（様式 2 号一別紙 4-②）

⑥学校等給食用として使用しようとする場合には、都道府県又は市区町村の教育委員会、都道府県若しくは市区町村の所管部署、国立大学法人、学校法人等（以下「教育委員会等」と総称する。）が、当該申請校について、当該年度における米飯給食実施回数を前年度（前回の交付年度における米飯給食実施回数）が前年度のそれを上回っている場合は、前者の実施回数）よりも増加させる見込みであり、

かつ、当該申請校における交付申請数量が増加させる米飯給食の実施回数分の米穀使用量の全量以下であることについてあらかじめ確認を行った書類（様式2号－別紙5）

- ⑦調理実習等学習教材用、試食会用として使用しようとする場合には、当該交付申請校において、調理実習等学習教材用は米飯に対する理解の増進を図ることを目的に使用し、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることについて教育委員会等が、あらかじめ確認を行った書類（様式2号－別紙6）

(2) 有償交付申請

- ①申請数量根拠（様式2号－別紙3）
- ②学校等ごとの備蓄制度の理解促進を図るための項目（「学校給食等用として使用する米粉パン等に政府備蓄米が使用されていること」「米は主食用だけでなく、米粉パン等の他に様々な食品の原料となっていること」等）、具体的方法及びその使用計画
- ③教育委員会等が、当該申請校について、交付年度の前年度に、交付申請数量が要領第4の1の(1)に基づき政府備蓄米の交付を受け、かつ、それを原材料として製造される米粉パン等を学校給食用として使用した実績があり、交付申請数量が無償交付を受けた数量の範囲内であることについてあらかじめ確認を行った書類（様式2号－別紙7）

- (注) 1. 食事食材提供団体及びフードバンクにあっては、下線部分を記載する。
2. 地方自治法第252条17の2に規定する特例を受けている市町村にあっては、その特例を受ける条例の写しを併せて添付する。

フードバンク政府備蓄米使用計画書

1. フードバンクに関する事項

①団体の名称及び団体の長の氏名 ※「様式 2 号」の申請者名と同じ名称を記入してください。	団体の名称 〇〇〇〇法人フードバンク〇〇	これまでの交付決定の有・無	有・無
	団体の長の氏名 〇〇 〇〇	申請団体番号 (〇〇〇〇〇〇〇)	
②団体の所在地、電話番号等	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 住所：〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号 建物名・部屋番号、宛名等：〇〇マンション 〇〇号室 TEL：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 担当：△△ △△ (※配送時の緊急連絡先（担当者及び電話番号）を記載）		初めての申請の場合は記載不要です
③配送先住所、電話番号等 ※交付決定後は変更できません。	<input checked="" type="checkbox"/> 同上（②と同じ） 〒 住所： 建物名・部屋番号、宛名等： TEL： 担当： (※配送時の緊急連絡先（担当者及び電話番号）を記載）		団体の所在地の住所に配送を希望する場合は、「 <input type="checkbox"/> 同上（②と同じ）」にチェック✓を入れてください。②以外への配送を希望する場合は、記載してください
④団体種別 ※いずれか一つに✓を入れてください。	<input type="checkbox"/> 公益法人（公益社団法人又は公益財団法人） <input type="checkbox"/> NPO法人（特定非営利活動法人） <input checked="" type="checkbox"/> 一般法人（一般社団法人、一般財団法人等） <input type="checkbox"/> その他の法人（ボランティア団体等非営利かつ公益に資する活動を行う法人）		
⑤事務担当者の連絡先 ※書類審査、交付決定の連絡を行うため、問い合わせ可能な連絡先を記入してください。	事務担当者名：◇◇ ◇◇ TEL：〇〇〇-〇〇〇-◇◇◇◇ メールアドレス：〇〇〇_〇〇@△△.xx.jp		

- (注) 1. 「③配送先住所、電話番号等」の欄については、「②団体の所在地、電話番号等」に記載した住所と異なる場合に記入してください。
2. 申請団体番号の欄については、これまでに政府備蓄米の交付を受けた際の様式 3 号「政府備蓄米交付決定書」に記載がある場合、転記してください。
3. 交付された政府備蓄米の使用が終了してから 1 年以上報告が行われなかった場合は、新規の交付申請を受け付けることができない場合があります。

2. 地方公共団体等との関わり

<p>①都道府県、市区町村等と連携した取組の内容</p> <p>※該当する箇所に✓を入れてください。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 食品等の提供に関する運営や周知に係る協力を受けている。 (例：開催周知、食材調達、人材確保など)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 食品等の提供に関する委託事業又は補助事業を実施している。 (申請時現在、既に受託し、現在実施している事業の名称を記載してください。)</p> <p>事業名： (例) 令和7年度〇〇県フードバンク支援補助金 令和7年度〇〇市食品ロス削減事業</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他(内容を具体的に記載) 支援・連携をしている内容を分かりやすく記載してください。</p> <p>※上記に記載した関わりのある都道府県、市区町村等の名称、担当部署名、連絡先 (例) 〇〇市役所 〇〇支援課〇〇係 〇〇〇-〇〇〇-△△△△ 担当〇〇</p>								
<p>【①に該当がない場合のみ、記載してください】</p> <p>②直接、食品等の寄附を受けている食品廃棄物等多量発生事業者(*)の内容</p> <p>*食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)第9条第1項に規定する食品廃棄物等多量発生事業者。食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者になります。</p>	<p>直接、寄附を受けている食品廃棄物等多量発生事業者名と、主な食品の名称等(例：レトルト食品、米、野菜、肉類など)を記載してください。</p> <table border="1" data-bbox="496 1061 1345 1310"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 1061 922 1122">食品廃棄物等多量発生事業者名</th> <th data-bbox="922 1061 1345 1122">寄附を受けている主な食品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 1122 922 1182"></td> <td data-bbox="922 1122 1345 1182"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1182 922 1243"></td> <td data-bbox="922 1182 1345 1243"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1243 922 1310"></td> <td data-bbox="922 1243 1345 1310"></td> </tr> </tbody> </table>	食品廃棄物等多量発生事業者名	寄附を受けている主な食品						
食品廃棄物等多量発生事業者名	寄附を受けている主な食品								

3. フードバンクにおいて政府備蓄米を使用し、直接提供団体への提供を行う際の計画を作成してください。

① 前年度の食品の取扱実績： 100 トン（トン未満切捨）			
② 前年度の取扱実績（①）の1/5： 20 トン（トン未満切捨）			
③ ②と50トンの小さい方	④ 今年度すでに交付を受けた数量	⑤ 交付申請可能数量（③－④）	
20 トン	0 トン		
⑥ 提供する直接提供団体数	⑦ 直接提供団体へ提供する米の総量（トン未満切捨）	⑧ フードバンクが自ら調達する米の数量（トン未満切上）	⑨ 必要数量（トン未満切捨）（⑦－⑧）
30 団体	35 トン	10 トン	25 トン
			<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;"> どちらか小さい方が申請数量になります </div>
⑩申請数量（トン未満切捨） （注）申請数量は、⑤又は⑨の数量の小さい方としてください。			<div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">20 トン</div>
			<div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">25 トン</div>
⑪政府備蓄米を提供する直接提供団体における食育の取組の予定について記載してください。 （例：「食材配付時に食育資料を同時配付」、「食事提供時に食事提供場所に食育資料を掲示して説明」など）			
<ul style="list-style-type: none"> ・食材を配付した、こども食堂や〇〇施設では、食材配付時に食育資料を配付して説明を行う。 ・食材を配付した、こども食堂や〇〇施設では、食事提供時に食事提供場所に食育資料を掲示して説明を行う。 			

直接提供団体における食育の取組予定について記載してください。

精米 **20** トン

4. 添付資料として、以下の資料を必ず提出してください。

(1) 団体の体制 が分かるもの	定款又は登記事項証明書	ただし、下記に法人番号を記載した場合は、定款又は登記事項証明書の提出は不要です。
		法人番号：○○○○○○○○○○○○○○○○
(2) 活動の状況 が分かるもの	①前年度の食品等の取扱実績（総量）が分かる書類	食品等の品目を明確に分けた前年度の取扱実績の総量が分かる書類（一覧表等）としてください。
	②前年度の提供先団体とそれぞれの提供数量が分かる書類	前年度における提供先団体とそれぞれの団体に食品等を提供した数量が分かる書類（一覧表等）としてください。
(3) 誓約書	様式2号－別紙4－1－②	内容をよくご確認いただき、提出してください。なお、署名は不要です。
	（別添）フードバンクの食育用使用に係る自己申告書	申告事項をよく確認し、該当する箇所にチェックをして提出してください。

法人番号を記載しない場合は、定款又は登記事項証明書の提出が必要です

法人番号は13桁で記載してください。

数量は〇箱、〇本といった表記の場合は、kg(若しくはトン)単位で確認できるように明記してください。

(注) 必要に応じて、追加の添付資料の提出を求める場合があります。

「様式 2 号－別紙 4－1－②」

農林水産省農産局長 殿

・内容をよくご確認ください、提出してください
(提出いただくことで、誓約されたこととなります)
・署名は不要です

誓約書

(フードバンクにおける食育用)

私は、下記の事項を誓約します。

この誓約に反した場合に当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないことを申し添えます。

記

1. フードバンクにおいて使用するために無償交付を受けた政府備蓄米について、その全てを食育用として使用し、他の用途には使用しないこと
2. 当該政府備蓄米を受領した日から 3 日以内に、当該政府備蓄米の品質等に問題がないかを確認し、当該政府備蓄米に問題があった場合には農林水産省に連絡すること
3. 別添の自己申告書の内容に相違ないこと
4. 貴職又は地方農政局長等が学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号農林水産省総合食料局長通知）第 11 の 1 に基づく調査を行う場合若しくは同要領第 11 の 1 に基づく報告を求めた場合又は第三者機関が同要領第 11 の 2 に基づく調査を行う場合には、これに協力すること

内容をご確認いただき、現在行っている活動を踏まえ、該当する項目にチェック✓して提出してください

(別添)

フードバンクの食育用使用に係る自己申告書

申告事項	チェック <input checked="" type="checkbox"/>
1. 直接提供団体に米穀を含む食品を提供する団体であり、未利用食品の寄附を受け、直接提供団体に食品等を提供する取組を第7の1の規定による交付申請の日から過去1年以上継続して実施している。	<input checked="" type="checkbox"/>
2. 「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」(食品寄附等に関する官民協議会作成)に基づく食品等の取扱い又はこれに準じた食品等の取扱いを行っている。	<input checked="" type="checkbox"/>
3. 食育の一環として、ごはん食の推進に取り組む営利を目的としない直接提供団体に政府備蓄米を提供することができる。	<input checked="" type="checkbox"/>
4. 直接提供団体に政府備蓄米を提供する際に、その提供に当たって食育の取組に資する情報提供に努めること及び食育の取組の実施状況が分かる資料、写真等を5年間保管することを求めることができる。	<input checked="" type="checkbox"/>
5. 事務の適切な管理体制及び処理能力を有する直接提供団体に政府備蓄米を提供することができる。	<input checked="" type="checkbox"/>
6. 政府備蓄米の交付(受取り)について、政府備蓄米使用計画書に記載した配送先住所において、自ら荷下ろし・搬入を行い、適切な保管場所において善良なる管理者の注意をもって管理を行うことができる。	<input checked="" type="checkbox"/>
7. 政府備蓄米について、食育用以外の用途に使用しない。	<input checked="" type="checkbox"/>
8. 政府備蓄米について、これを貸付け又は転売若しくは転売を目的とする者への譲渡を行わない。	<input checked="" type="checkbox"/>
9. 政府備蓄米の取扱いにおいて、食育用以外の用途に使用するなど違反した場合、違反した数量に見合う徴収金及び加算金が徴収されることに異存がない。	<input checked="" type="checkbox"/>
10. 反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係にあるものではない。	<input checked="" type="checkbox"/>
11. フードバンクの運営に関し、これまで法令等に違反する等の不正行為を行っていない。	<input checked="" type="checkbox"/>
※過去に政府備蓄米の無償交付を受けており、まだ使用が終わっていないが、第7の1の(13)で準用する同(5)の規定により新たな交付申請を行う場合にチェックすること。	<input type="checkbox"/>
12. 使用を終えていない政府備蓄米については、おおむね2か月以内に全量の使用を終えることができる。	<input type="checkbox"/>

使用予定報告書を提出する際は、✓を入れてください。